

電子的診療情報連携体制整備加算に係るお知らせ

当院は保険医療機関として、診療情報を電子的に共有・連携する体制を整備しており、診療報酬上の「電子的診療情報連携体制整備加算」の算定対象医療機関です。

1. 当院ではオンライン資格確認システムを通じて、マイナンバーカードによる健康保険証利用が可能です。
2. 同システムを用いて、診療情報・薬剤情報等を取得し、診療に活用できる体制を整えています。
3. マイナンバーカードの健康保険証利用について、窓口でのお声掛けやポスター掲示等により利用促進を行っています。

上記の体制により、診療情報を適切に把握・活用した診療を行うことから、初診・再診等の診療報酬において、電子的診療情報連携体制整備加算 3 の所定点数を算定いたします。

2026年6月 安藤形成外科皮膚科クリニック